

広報えんがる

瓦版

火災が多発しています

遠軽地区広域組合消防署が注意を呼び掛け

遠軽町では、今年に入り
例年同時期と比較して大幅

に多い12件(遠軽地域9件、
生田原・丸瀬布・白滝地



消防署職員による消火活動の様子

域各1件)の火災が発生し、
このうち1件の建物火災で
は1人の尊い命が失われて
しまいました。

火災は、ちよつとした不
注意が原因で起きることが
ありますので、就寝前には
火の元の点検を確実に、
自宅周辺に燃えやすい物を
置かないなど、火災の予防
に一層の注意をお願いしま
す。

■火災予防のポイント

- ・寝たばこやたばこの投げ
捨てはしない。
- ・ストーブのそばに燃えや
すいものを置かない。
- ・熱を発散する器具と壁な
どの距離を十分に取り、
壁を煙突が貫通する場合
は、メガネ石等を適正に

2016年(平成28年)

6月2日(木)

発行：遠軽町役場
総務部企画課

電話 42 - 4818
FAX 42 - 3688

- ・設置する。
- ・家の周りは整理整頓し、
車庫や物置には施錠して
放火されにくい環境をつ
くる。
- ・火を使って料理をしてい
るときは、その場を離れ
ない。
- ・子どもに火遊びをさせず、
火花などは大人と一緒に
する。
- ・電気器具は正しく使い、
たこ足配線をやめ、コー
ドの上に重い物を乗せな
い。
- ・コンセントなどはこまめ
に掃除し、ほこりを付着
させない。
- ・住宅用火災警報器を設置
し、寝具やカーテンなど
は防災製品を使う。
- ・高齢者や体の不自由な方
は、地域で助け合う関係
をつくる。

☎ 42 - 2050
問 遠軽地区広域組合消防署

野焼きは犯罪です

野外でごみを焼却するこ
と(野焼き)は、一部の例外
を除き、廃棄物の処理及び
清掃に関する法律で禁止さ
れており、違反すると「5

年以下の懲役、1千万円以
下の罰金、またはこの併
科」と重い罰則が適用され
ます。

これは、たとえば、自分の
庭先や畑でごく少量のごみ
を燃やした場合でも、その

場所・量にかかわらず罰則
の対象となります。

また、野焼きの火が風な
どで燃え広がり、自分の敷
地だけでなく、周辺に住む
方の建物などに飛び火する
危険性もあります。周囲に
迷惑を掛ける野焼きは絶対
にやめましょう。

問 住民生活課
☎ 42 - 4812

または各支所地域住民課
生田原支所 ☎ 45 - 2011
丸瀬布支所 ☎ 47 - 2211
白滝支所 ☎ 48 - 2211

「山菜採り」にご注意を

「山菜採り」などによる、遭難事故が発生しています。
慣れた場所でも油断は禁物です。山に入る場合は、次のことに注
意してください。

■山菜採りなどで山に行くときの注意

- ・家族などに、必ず行き先や帰宅予定時間を告げて行く。
- ・自分の体力、体調にあった行動をとる。
- ・知らない山には入らない。
- ・天気予報、気象情報を確認してから出掛ける。
- ・予備の食料、雨具、着替え、ライター、ラジオなどを持つ。
- ・携帯電話を持つ。(山によっては電波の届く場所がある)
- ・服装、所持品は目立つ色で。(白色タオル等を持参)
- ・熊に対する警戒を怠らず、笛や鈴で人間の存在を熊に知らせる。

■もし迷ってしまったら

- ・暗くなったらむやみに歩き回らず、大木の下や岩穴等で風雨をし
のぎ、体力の消耗を防ぐ。
- ・明るくなったら見通しの良い場所に出て、救助を待つ。
- ・捜索のヘリコプターを見つけたら、目立つ色(白色)の着衣、雨具、
タオル等を振って居場所を知らせる。

問 危機対策室 ☎ 42 - 4811